

岩美町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月策定
岩 美 町

1. 趣旨

この方針は、地方公共団体における技能労務職員の給与水準が、民間の同一又は類似の職種に比べ高いとの指摘があることから、本町技能労務職員の給与水準の点検を行うとともに、著しく乖離する事項については、適正化を図り、併せて今後の職員配置のあり方についての指針とするものです。

2. 現状

(1) 職種ごとの職員数等のデータ

区 分	岩 美 町			
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全 体	13人	46.1歳	329,015円	351,492円
調理員	6人	48.3歳	342,650円	356,117円
用務員	2人	50.0歳	356,300円	360,550円
運転手	1人	***	***	***
その他	4人	41.2歳	294,475円	335,408円

「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。個人が特定されるものについては公表しません。

その他4人の職種は、下水道処理施設管理員(2人)、営繕作業員(1人)、清掃工場管理員(1人)です。

(2) 年代別職員構成の状況

区分	28歳未満	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳以上	合計
全体		1	2		1	4	1	2	2	13
調理員			1			2	1	1	1	6
用務員					1				1	2
運転手						1				1
その他		1	1			1		1		4

(3) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

ア 給料表

技能労務職給料表(国家公務員の行政職俸給表(一)の1級から5級まで)を適用しています。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間の勤務成績(人事評価結果)に基づき、4号級(55歳を超える場合は2号級)を標準として昇給します。

3. 見直しに向けた基本的な考え方

職員数については、岩美町行財政改革大綱及び岩美町職員定員適正化計画に基づき引き続き計画的削減を行うこととします。

また、給与については、国・県等及び、民間の状況を考慮し、適正化に向けた取り組みを進めることとします。

4. 具体的な取組内容

(1) 職員数等について

現在、退職不補充を原則としており、今後も新規の採用は行わず、非常勤職員等への切り換えや、民間委託の推進に取り組むこととします。

(2) 職種転換の実施

民間委託や業務の見直し等に併せて技能労務職員を一般事務等へ職種転換することにより技能労務職員の定数削減を行うこととします。

(3) 給与水準の是正

平成23年4月から国家公務員の行政職俸給表(二)を導入することとし、5年間の経過措置を設け給料支給額を引き下げる予定です。